保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点	Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点
Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方	 Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方
Ⅲ-1-7 災害における金融に関する措置	Ⅲ-1-7 災害における金融に関する措置
Ⅲ-1-7-1 災害地に対する金融上の措置	Ⅲ-1-7-1 災害地に対する金融上の措置
政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている(同法第 9 条第 1 項)。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。	政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている(同法第 9 条第 1 項)。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速 に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、 被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ず ることを要請する。	(2) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速 に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、 契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を 講ずることを要請する。
(3) 営業停止等における対応に関する措置	(3) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底するよう要請する。

Ⅲ-1-7-2 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下 「巨大地震警戒」という。)が発表された場合における預貯金の払い 戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針 等を定めることとされている。

ただし、保険業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及 等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南 海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に 応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、顧客及び 従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用す るものとする。

(1)・(2) (略)

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

Ⅲ-1-7-2 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下 「巨大地震警戒」という。)が発表された場合における預貯金の払い 戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針 等を定めることとされている。

ただし、保険業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及 等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南 海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に 応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲 げる措置を適切に運用するものとする。

(1)・(2) (略)